

群馬地方最低賃金審議会

議事要旨

議事録

(整理番号0766)

HP版議事録

県最賃専門部会 第4回

令和3年8月6日 非公開

開催日時	令和3年8月6日	15時30分～16時30分	
開催場所	前橋地方合同庁舎 1階共用会議室		
開催状況	公益を代表する委員	出席 3人	定数 3人
	労働者を代表する委員	出席 3人	定数 3人
	使用者を代表する委員	出席 3人	定数 3人
主要議題	1 群馬県最低賃金額の審議について		

議事録・議事要旨	議事録
----------	-----

事務局	定刻となりましたので、事務局からご報告申し上げます。 ご出席委員は公益代表委員3名・労働者代表委員3名・使用者代表委員3名の合計9名で、最低賃金審議会令第5条第2項に規定される定足数を満たしており、会議が成立することをご報告いたします。 なお、後日議事録を作成いたします際、ご発言なされた委員に内容確認をさせていただく場合がございます。大変恐れ入りますが、ご発言の前にお名前をおっしゃっていただきますよう、お願い申し上げます。
事務局	お疲れ様です。 ただいまから、第4回群馬県最低賃金専門部会を開催いたします。 この後の議事進行につきましては、 ■ 部会長にお願いいたします

	す。 よろしくお願ひいたします。
部会長	はい。早速、群馬県最低賃金額の審議に入ります。 労使それぞれに、ご協議をいただきました。 協議結果につきまして、まずは労働者側からご意見をお願ひいたします。
労働者委員	はい。労側■でございます。 まず、論議をする時間をいただいたことと、第4回専門部会を開催していただきまして、ありがとうございます。 委員の中で、論議の結果になりますが、先ほどの「30円」の要求よりさらにもう一歩歩み寄るというような考え方をして、ただ、その中の考えには、やはり近隣県との格差是正にはどうしても拘りを持っていきたいというようなことから。またそれによって、人材の流出に歯止めをかけていきたいということで、目安の28円にプラス1円の「29円」を要求させていただきたいと思います。 よろしくお願ひいたします。
部会長	はい。ありがとうございます。 使用者側からのご意見をお願ひいたします。
使用者委員	はい。使用者側の■でございます。 最低賃金審議会の他のメンバーとも先ほど合流が出来まして、色々、我々使用者側委員として意見交換をさせていただきました。 やはり第3回の専門部会でもお話ししたように、上げる理由が見当たらないというのが我々の意見、見解でございます。 よって、引き続き「0円」ということで回答させていただきます。 以上でございます。
部会長	はい。ありがとうございます。 ただいまの、労使双方のご意見をお伺いしました。 労働者側からは「29円」ということ、使用者側からは「0円」ということです。 労使それぞれにご協議をいただいた上でのご意見をお伺いしましたが、それぞれのお考えがあり、示されました金額には、まだまだ開きがございます。 労使のご意見は、ごもっともであると存じ上げます。 これからの方ですが、手続きとしましては、慎重に進めたい

	<p>思います。</p> <p>引き続き、労使のご意見をお伺いする、という方法でよろしいでしょうか。</p> <p>ご意見ござりますでしょうか。</p>
労働者委員	<p>すみません、よろしいでしょうか。</p>
部会長	<p>はい。■委員お願ひいたします。</p>
労働者委員	<p>先ほど委員の中で話をしていた内容としましては、先ほど「29円」ということでの要求をさせていただきました。労側としましては、この目安にプラス1円、これに拘っていきたいという考えは、変わりはないのですが、先ほど使側委員の皆さんからは、「0円」というような提示のまま、歩み寄りが見られないこともありますので、ここは一旦、個別協議の場を設けていただきて、公益の先生のご意見を聞かせていただけたらと思うのですが、いかがでしょうか。</p>
部会長	<p>はい。労働者側委員の先生より、公益の意見も聞きたいとのご意見がございました。</p> <p>つきましては、次の段階といたしまして、まずは、公益委員が労使それぞれのご意見をお聞きするというステップを踏ませていただき、その上で、必要に応じて意見を述べさせていただきたいと思います。</p> <p>そのようにさせていただいてよろしいでしょうか。</p>
	<p>【異議なし】</p>
部会長	<p>では、そのようにさせていただきます。</p> <p>それでは、休会といたしまして、公労、公使で個別に協議させていただきたいと思います。公益委員がお邪魔いたしますので、控室までご移動をして、お待ちいただきますようお願いいたします。</p>
	<p>【労使委員それぞれ控室へ移動、 公益委員と個別協議のため、休会】</p>
部会長	<p>それでは、専門部会を再開いたします。</p> <p>ただいま、公益委員が、労働者側委員、使用者側委員から、それぞれ個別にご意見をお伺いいたしました。</p>

それぞれ、ご検討を非常に真剣にしていただきました。
それぞれのお考えがあり、労使それぞれのご意見は、ごもっとも
であると存じ上げます。
労使双方のご意見は、引上額として、労働者側「29円」、使用者
側「0円」ということでした。
それでは、次の調整段階に入っていくことになろうと思います。
先ほど、私ども公益委員が労使それぞれに個別にお伺いした中
で、公益判断に委ねるとのお話がございましたので、次への調整と
しての提案をさせていただきます。
公益による見解を出すということで、次に進んでまいりたいと思
いますが、よろしいでしょうか。

【異議なし】

部会長 労使のご了解をいただきましたので、これから公益委員による協
議を行いたいと思います。
度々で恐縮ですが、労使委員の先生方、それぞれ控室でお待ちい
ただきますようお願ひいたします。
協議結果を持ってお伺いいたします。

【労使委員それぞれ、控室へ移動、公益委員協議】

部会長 お待たせいたしました。
それでは、再開いたします。
公益委員で協議いたしまして、労使にお示しいたしました公益見
解を述べさせていただきます。
これまで労使それぞれの主張と、最低賃金決定の三要素、それか
ら意見書等を含めた関連資料、そして、中央最低賃金審議会の目安
答申にある公益委員見解を踏まえて検討した結果、他県での結審
状況から、今以上の地域間格差を拡大させないことも配慮し、中央
最低賃金審議会の目安答申を尊重して、引上額「28円」を提案
いたしました。
それでは、引上額「28円」ということで、採決を採りたいと思
います。各側委員からご意見がございましたらお願ひいたします。

【意見等なし】

部会長 採決に公益委員も加わりますが、部会長である私は採決には加わ
りません。

	では、引上額「28円」の公益案に賛成の方、挙手をお願いいたします。
	【賛成者・・・挙手 5名】
部会長	はい。挙手5名と確認いたしました。 では、反対の方、挙手をお願いいたします。
	【反対者・・・挙手 3名】
部会長	挙手3名と確認いたしました。 そうしますと、私を除いた8名のうち賛成5名、反対3名ということになります。 よって、賛成が出席委員の過半数を超えておりますから、最低賃金審議会令第5条第3項によりまして、公益案を決議させていただきます。ただし、全会一致ではありませんので、審議会令第6条第5項の適用はございません。その旨、審議会に結果を報告することといたします。 そのほか事務局で何かございますでしょうか。
事務局	はい。 全会一致とはなりませんでしたので、専門部会としては、部会長名による報告書を作成いたしまして、審議会に報告し、審議会でも専門部会の報告書に基づく審議をしていただくことになります。 この後、報告書の（案）を準備させていただきますが、この案につきまして、ご説明申し上げます。 中央最低賃金審議会の答申の別紙1に記載されているとおり、「審議の時点における最新のデータに基づいて、生活保護と最低賃金の比較を行い、乖離が生じていないか確認することが適當」とされております。これに基づきまして、最新のデータと比較した結果、群馬県最低賃金は、生活保護を下回っていなかったことを、報告書に記載させていただくことになります。 この取扱いでよろしいでしょうか。
部会長	はい。ただいま、事務局から説明のあった報告書記載については、よろしいでしょうか。
	【異議なし】

部会長	そのほかご意見などございますでしょうか。
使用者委員	はい。
部会長	■ 委員お願いいたします。
使用者委員	<p>はい。使用者側委員の ■ でございます。</p> <p>この度、慎重な意見交換をさせていただきましたが、要望事項として述べさせていただきます。</p> <p>まず、最低賃金の引上額「28円」につきましては、反対の意思表示を、使用者側委員として示させていただきました。しかしながら、過半数により、公益の先生方がお示しいただいた公益案が、採決されたところであります。</p> <p>そこで、使用者側委員といたしましては、要望事項として、報告書及び答申文に、次の2つの事項を記載していただきたいと考えております。</p> <p>まず、1つ目でございますが、中小企業が継続的に賃上げしやすい環境整備の必要性については、労使共通の認識であると思っています。中小企業に対する各種支援策について、一層の利用及び活用を促進するよう、群馬労働局に対して強く要望する、というところでございます。</p> <p>もう1点でございますけれども、業務改善助成金という枠組みとは別に、大幅な最低賃金上昇による人件費の増加という、企業経営上重大な問題に対して、直接的でかつ即効性のある、新たな支援策を早急に検討・実施することを政府に対して強く要望する、ということです。</p> <p>以上の2点につきまして、報告書及び答申文に記載することにつき、発議をさせていただきます。</p> <p>ご審議、ご承認いただきますことを、よろしくお願ひいたします。</p> <p>以上でございます。</p>
部会長	<p>はい。ありがとうございます。</p> <p>■ 委員からご意見がございました。</p> <p>このご意見は、部会長としても、もっともなご意見であると理解するところでございます。</p> <p>このご意見を、報告書に盛り込むことについて、労働者側委員の先生、ご意見はございますでしょうか。</p>
	【異議なし】

部会長	はい。ありがとうございます。 公益の先生方、いかがでしょうか。
	【異議なし】
部会長	では、そのようにお願ひいたします。 事務局には、ただいまの使用者側からのご意見を反映した報告書の作成をお願ひいたします。
事務局	はい。承知いたしました。 それでは、報告書（案）を準備いたしますので、休会をお願いいたします。
部会長	はい。それでは、暫時、休会といたします。
	【休 会】
	【各委員に報告書（案）の写しを配付】
部会長	では、会議を再開いたします。 専門部会から審議会会長あての報告書を確認させていただきます。 事務局において、お願ひいたします。
事務局	はい。報告書（案）を読み上げさせていただきますので、ご確認をお願いいたします。
	【報告書（案）の朗読】
事務局	以上でございます。
部会長	はい。ありがとうございます。 では、報告書の内容を確認していただきたいと思います。 本文に別紙1「群馬県最低賃金」と、別紙2「群馬県最低賃金と生活保護との比較について」、そして「労働局に対する要望」が添付された報告書になります。 これでよろしいでしょうか。

【異議なし】

部会長代理

メモをお願いします。

本文ですが、上から 9 行目の「なお、」の行ですが、「なお、中小企業が継続的に賃上げしやすい環境整備の必要性については」となっていますが、「必要性については」の誤りではないかと思いますが、事務局で確認をお願いいたします。

事務局

申し訳ございませんでした。「に」を付け加えて修正をさせていただきます。申し訳ございません。

部会長

では、後ほど訂正していただくことを条件に、これで報告書となります。これでよろしいでしょうか。

【異議なし】

部会長

はい。メモ取りありがとうございました。

それでは、この報告書を群馬県最低賃金審議会長あて提出することといたします。よろしいでしょうか。

【異議なし】

部会長

それでは、そのようにいたします。

最後に、その他について、事務局から何かございましたらお願ひいたします。

事務局

はい。参考ではございますが、このあと開催されます審議会において、答申が行われ、本日中に公示した場合、異議の申出期間は、公示日の翌日から起算して 15 日間となっており、期限が 8 月 23 日（月）となります。従いまして、異議の申出があった場合は、8 月 24 日（火）午前 10 時からの審議会でご審議いただくことになります。よろしくお願ひいたします。

会場につきましては、この場所を用意してございます。

以上でございます。

部会長

事務局から、今後の予定の説明がございました。

これについて、ご質問等ございますでしょうか。

【特になし】

部会長	最後に、事務局から何かございましたらお願ひいたします。
事務局	最後に、報告書をまとめていただきましたことに対しまして、福永労働基準部長から、ご挨拶申し上げます。
基準部長	<p>労働基準部長の福永でございます。 ただいま、専門部会としての報告書をまとめていただきました。 委員の皆様に一言お礼のご挨拶を申し上げます。</p> <p>今年度の審議につきましては、コロナ禍の状況下で、非常に厳しいご審議をいただいたところでございますが、中央最低賃金審議会の公益見解にもご配慮をいただきまして、当県の実情を踏まえた真摯なご議論を尽くしていただいたと承知しているところでございます。</p> <p>改めまして、皆様のご尽力に心から感謝いたします。</p> <p>長時間のご審議をいただきまして、誠にありがとうございました。</p>
部会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>以上をもちまして、本日の議題はすべて終了いたしました。 それでは、最後に確認をいたします。</p> <p>本日の会議において、一部非公開とする発言や資料はなかったと思われますが、非公開事項はなしということでおよろしいでしょうか。</p>
	【異議なし】
部会長	<p>非公開事項はなしと確認いたしました。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>これで第4回の群馬県最低賃金専門部会を閉会といたします。 ご審議、誠にお疲れさまでございました。</p>